○環境省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「二、二五二人」を「二、二六五人」に改め、同表原子力規制委員会の項中「一、一三三人」を「一、一四五人」に改め、同表合計の項中「三、三八五人」を「三、四一〇人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の環境省定員規則第一条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○環境省令第十四号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（保全統括官） **第二条**　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に一人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。 ２　（略） （環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） **第五条**　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に関すること（第三号に規定するものを除く。）。 九～十八　（略） （中間貯蔵部の所掌事務） **第六条**　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び福島県内において生じた除去土壌（放射性物質汚染対処特措法第二条第四項に規定する除去土壌をいう。）に係る復興再生利用（放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四に規定する復興再生利用をいう。）（第五十七条及び第五十八条において「福島県内除去土壌に係る復興再生利用」という。）に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。	（保全統括官） **第二条**　北海道地方環境事務所に一人、東北地方環境事務所に二人、関東地方環境事務所に四人、中部地方環境事務所に一人、中国四国地方環境事務所に一人及び九州地方環境事務所に一人の保全統括官を置く。 ２　（略） （環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） **第五条**　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　特定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分に関すること。 九～十八　（略） （中間貯蔵部の所掌事務） **第六条**　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び再生利用に関すること（環境再生・廃棄物対策部の所掌に属するものを除く。）。